

一般事業主行動計画策定

社会福祉法人 永山会

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 4月 1日 ～ 令和7年 3月 31日

2. 内 容

目標1：若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和 2年 5月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和 2年 8月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和 3年 4月～ 社員への周知及び市区町村広報誌などによる取組の周知
- 令和 4年 4月～ 施設見学及びインターンシップの受け入れ開始

目標2：所定時間外労働を削減する為、月の残業時間を短縮する

<対策>

- 令和 2年 4月～ 会議や全体研修で職員に周知する
- 令和 2年 5月～ 会議で各部署の残業一覧表を作成し、残業を減らす検討をする
- 令和 3年 5月～ 業務整理を行い、管理者が率先して残業を減らす
- 令和 6年 4月～ 全職員の時間外労働を毎月10時間以内にする

目標3：年次有給休暇の取得を年間6日以上取得する

<対策>

- 令和 2年 4月～ 会議や全体研修で職員に周知する
- 令和 2年 5月～ 会議で各部署の有給取得率表を作成し、有給取得率を把握すること
ことで取得出来ない問題を抽出し解決する
- 令和 4年 3月～ 業務整理や人員確保を行い、有給取得しやすい環境を整備する
- 令和 4年 4月～ 全職員が有休を5日以上取得する内、連続して3日以上の有給を取得する
- 令和 5年 4月～ 全職員が有休を6日以上取得する内、連続して3日以上の有給を取得する
- 令和 6年 4月～ 全職員が有休を7日以上取得する内、連続して3日以上の有給を取得する